

知識の花を咲かせましょう！

桜区知識満開講座2016

2月28日(日)

14:00~15:30

プラザウエスト
4階 視聴覚室

民法改正で何が変わる？ ～改正の動きとポイント～



民法って
なんだっけ？

私たちの生活は
どう変わるの？



120年も改正されて
なかったんだ！

敷金？契約？
時効？



私たちの日常生活における権利義務を定めた民法が、制定以降初めて大きな改正がされようとしていることをご存知ですか？

民法は明治時代に制定されて以来、戦後の家族法改正を別とすれば、120年近くも大きな改正がされていません。

本講座では、民法の誕生の経緯とこれまでほとんど変えられなかった理由を説明するとともに、今回の改正により、敷金の取扱いや契約関係が変わることなど、私たちの暮らしにどのような影響があるかについてわかりやすくお話しします。



**講師：埼玉大学大学院人文社会科学研究科
江口 幸治 准教授**

**入場
無料**

定員 100人(先着順)

申込み 2月5日(金)8時30分から、
電話で桜区コミュニティ課へ。
TEL856・6130

**事前
申込制**



このイベントに要するさいたま市の経費は約5万円です。